

物品販売・各種設置等許可申請書

申請日 令和 年 月 日

五泉市交流拠点複合施設
指定管理者 まるっと五泉プロジェクト
館長 曽田伸美様

申請者

団体名		
氏名(代表者)		
電話	—	—

次のとおり許可を受けたいので申請します。

販売品目 (出店目的)			
申請年月日 (年度単位 での申請)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 3月 31日		
利用施設名 (該当施設を ○印で選択)	① 多目的ホール(全体利用)	② 多目的ホール(部分利用)	
	③ 多目的室1	④ 多目的室2(防音室)	⑤ 楽屋1
	⑥ 楽屋2		
	⑦ 産業振興エリア	⑧ 共用エリア【ガレリア・ホワイエ】	
	⑨ 広場【都市の広場・緑の広場・中庭】	⑩ 駐車場	
	⑪ その他の施設()		

※ 下記内容を確認し同意した上で、チェックしてください。

利用者
チェック欄 『 物品販売(各種設置等)を申請する場合の確認事項 』

確認事項	1	物品の販売・商業活動	主な販売品目及び出店目的は、上記に記載した内容のとおりです。 (内容に変更がある際には、速やかに申し出てください。)
	2	販売・使用禁止品目	館内では少しでも香りやにおいを伴うもの(アロマ等)は販売や使用することはできません。また、生き物や菓類、その他届け出のないものや、法律で禁止されているものも販売することはできません。
	3	受付・案内・展示・看板及び表示板等の設置	他の施設利用者の通行の妨げにならないよう、事前に当館スタッフに確認を取った場所に設置してください。
	4	呼び込み・客引き	出店場所内および販売窓口の向く前方のみに限ります。 他の施設利用者が不快感や迷惑に感じる行為は行わないでください。
	5	電源の利用 (共用エリア・広場の場合)	ご利用希望の場合、施設利用申請時にお申し出ください。先着順で無料でご利用いただけますが、電工ドラム、延長コード等は販売者自らご用意ください。 なお、当日に出店者が多い場合には、電源の利用制限をする場合があります。
	6	利用後の清掃	利用後は清掃用具を使って清掃を行ってください。

利用者
チェック欄 『 飲食品販売を申請する場合の確認事項 』

確認事項	1	「営業許可書」の提出	食品販売する場合には、保健所が発行する「営業許可書」もしくは「食品営業許可書」のいずれかのコピーの提出が必要です。 また、施設利用中に調理加工がなく、個包装の食品を販売する場合には、保健所に申請した食品製造場所の「食品営業許可書」のコピーの提出が必要です。 なお、いずれも出店の3日前までに必ず提出してください。
	2	ゴミ箱の設置とゴミの持ち帰り	使い捨て容器等のゴミが出る場合、販売者自らお客様用にゴミ箱を設置し、責任を持ってお持ち帰りください。
	3	屋内での調理行為	著しく匂いや香りの発生する飲食や調理行為はできません。 裸火の使用もできません。
	4	施設の養生	周辺を汚損する可能性がある場合は、養生シート等を準備し汚損しないように保護してください。
	5	危険物の取扱について	調理や発電の為に、ガスやガソリン等の危険物を持ち込み、使用する場合には、利用の毎月に「火気等危険物使用申請書」を提出してください。 また、利用当日は消火器を常備し、かつ常に防火に努めてください。

* 上記申請書に記載されている個人情報は、五泉市交流拠点複合施設利用に係る事務処理以外には利用いたしません。